

## 諮問の趣旨、審議事項等について

## 1 経緯及び趣旨

- 「沖縄県の契約に関する条例」（以下、「本条例」という。）の制定から今年で5年目を迎えるが、県においては、全庁的に取組方針の浸透を図りながら取組の実施数を増やすとともに、契約審議会の意見を踏まえて取組方針を改定することにより条例の実効性を高めてきたところである。
- 令和4年2月議会において、理念型から規制型への条例改正を求める質問に対し、県は「条例制定5年目を迎えるにあたり、他の自治体の条例の運用方法等を踏まえ、契約審議会で条例のあり方を審議をしてもらい、令和4年度内に検討結果を出していただきたい」旨の答弁を行っている。
- 契約審議会において、これまでの取組状況、この間の社会情勢の変化、他自治体の運用状況等をご確認いただくとともに、これまで以上に実効性を高めるための条例のあり方について、多角的な視点からご審議いただきたく、今回の諮問に至ったものである。

## 2 審議事項及び論点

- (1) 県のこれまでの取組状況について
- (2) 条例の実効性を確保するための条例のあり方について
  - ア 条例で賃金下限額を設定する意見について
  - イ 条例で事業者で賃金支払状況等の報告を求める意見について
  - ウ 条例の実効性確保のための方策について

## 3 審議スケジュール（案）

第1回（令和4年9月2日）；事務局説明、審議事項の審議

第2回（令和5年1月下旬～2月上旬頃）；

事務局説明、審議事項の審議、答申の決定

答申（令和5年3月頃）